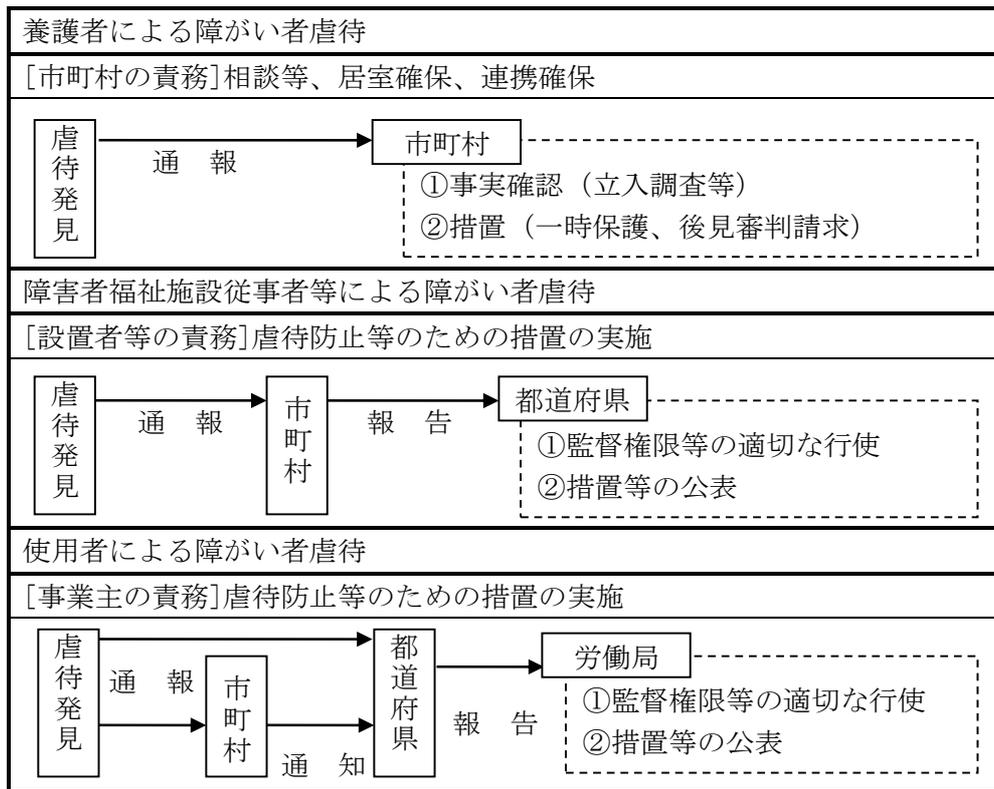


<障害者虐待防止法による対応の枠組み>



※政令市・中核市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に所在する障害福祉施設に対する指導監督は県ではなく、政令市・中核市が行う。

（障害者総合支援法等に基づく監督権限は政令市・中核市が有しているため。）

<用語の定義>

1 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（障がい者手帳を取得していることは要件ではない。）

2 養護者による障がい者虐待

養護者（障がい者の家族、親族、同居人等）が養護する障がい者に対して行う、次のいずれかに該当する行為。

① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること

② 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

- ③ 心理的虐待
障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置（ネグレクト）
障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待
養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者福祉施設従事者等*が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障がい者虐待と異なる点）

- ① 身体的虐待
障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待
障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待
障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置（ネグレクト）
障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待
障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

※ 障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する下記の業務に従事する者。

- ・ 障害者福祉施設
- ・ 障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助など）
- ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

4 利用者による虐待

使用者（事業主、管理監督者等）が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障がい者虐待と異なる点）

① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

⑤ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

<関係条文>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成23年6月24日法律第79号）

（公表）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成24年9月24日厚生労働省令第132号）

（都道府県知事による公表事項）

第3条 法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種